

部 年(くみ) 氏名
保護者様

静岡県立静岡聴覚特別支援学校長

感染症による出席停止のお知らせ

下記の疾病(○印)にかかっているか、またはその疑いがあります。
つきましては、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止をしてください。
なお、病気が治りましたら、下の登校許可証明書を医師に記入してもらい、学校へ御提出ください。

種	○印	感 染 症 名	出席停止の期間の基準 (ただし、疾病により医師が感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない)
1		病名()	治癒するまで。
2		インフルエンザ *別様式	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで。
		百日咳	特有の咳(せき)が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
		麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
		流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
		風しん	発しんが消失するまで。
		水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで。
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
		結核	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで。
		髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで。
3		コレラ	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで。
		細菌性赤痢	
		腸管出血性大腸菌感染症	
		腸チフス	
		パラチフス	
		流行性角結膜炎	
		急性出血性結膜炎	
		その他の感染症()	

※ 学校保健安全法19条には、「校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。」と定められています。

※ 第2種のインフルエンザについては、鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等を除くこととします。

登校許可証明書

1 病 名 _____

2 停止期間 月 日から 月 日まで

3 指示事項

上記の者の病気は感染するおそれなくなりましたので、登校しても差し支えないものと認めます。

令和 年 月 日

医師名 _____ 印 _____